

100%再生利用がなされない場合の取扱い

変 更 案	現 行
<p>不法投棄又は協議に基づかない最終処分場への埋め立てが発覚した場合 (特定事業契約書(案)第55条第3項関係)</p> <pre> graph TD A[脱水ケーキの不法投棄等¹が発覚] --> B[発覚した期のサービス購入料の支払停止²] B --> C[契約解除 又は 契約上の地位譲渡] </pre> <p>1 処分方法が不明である場合は「不法投棄されたもの」とみなす。 2 契約解除に至った場合には、停止されたサービス購入料については支払われない。 3 不法投棄等が発覚してから30日以内に不可抗力にあたることが確認された場合は、県企業庁は協議に応じるものとし、その場合、支払停止の解除の上、契約を継続することが可能。</p> <p>最終処分場への埋め立てを協議する場合の流れ(特定事業契約書(案)第43条関係)</p> <pre> graph TD A[最終処分場への埋め立てに関する協議の申し入れ(事業期間中に4回を限度)] --> B[緊急避難としての最終処分場への埋め立てはやむを得ないと判断された場合(不可抗力によるものを除く¹)] A --> C[最終処分場への埋め立ては認められないと判断された場合 例) 保管による対応が可能 代替受入先に関する調査が不十分] B --> D[改善計画書の提出、改善期間(最大180日間)の付与 最終処分場への埋め立て費用はSPCの負担] C --> E[SPCは最終処分場への埋め立てを行うことはできず、再生利用をしなければならない。²] D --> F[改善あり] D --> G[改善なし] F --> H[契約継続] G --> I[契約解除] </pre> <p>1 再生利用市場の消失等の不可抗力により、再生利用自体が不可能であるような状況に陥った場合には、関係者協議会で協議の上、契約内容を変更することもあり得る。 2 最終処分場への埋め立てが最終的に認められない場合でも、協議回数として含まれる。</p>	<p>不法投棄又は最終処分場への埋立てが発覚した場合</p> <pre> graph TD A[脱水ケーキの100%再生利用が行われていないことが判明] --> B(サービス購入料の支払停止) B --> C[不法投棄又は不法な埋め立て] B --> D[処分方法が不明] B --> E[適法な状態での最終処分場への埋立て] C --> F[契約解除] D --> F E --> G(業務改善勧告) G --> H[最終処分場への埋立ての継続(業務改善なし)] G --> I[最終処分場への埋立ての停止(業務改善)] H --> F I --> J[減額を行った上で支払停止解除(契約継続)] </pre>